

令和 3 年第 8 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第8回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、2番 長谷川貴子委員、3番 杉田裕委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字木塚、地目は登記簿・現況共に畑、面積は498㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う使用貸借権の設定を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、申請事由は借受人が自己用の専用住宅を建設するため父親から無償で農地を借りるというものでございます。借受人は現在、佐倉市でアパート暮らしをしており、子供の出産により住まいが手狭になるようになり、将来を見据えて住宅の建設について両親に相談したところ、実家脇の農地を父親から借り受けることができたことから、農地を転用し自己用の専用住宅を建設するものでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外で、市

街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地と判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資力については、融資先から事前審査の回答書により確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、事業用地は木塚集落内にある農地になり農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。また、申請地は隣接する道路などと同じ高さになることから盛土は行わず、分筆した農地への土砂の流出がないようマウントアップを設け、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、周辺農地への支障はないと思われまます。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○5番（岩井秀喜）

申請地については、従来、育苗ハウス及び畑として利用されてきました。今回、専用住宅への転用ですが、周辺への支障はありませんので、問題ないと思われまます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹本さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（竹本昌男）

問題ないと思われまます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号9までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号について、整理番号1から整理番号9まで一括してご説明させていただきます。

場所については、7ページから20ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が押付字中 地目は登記簿が田、現況は畑、面積は161㎡のうち18㎡他1筆で133㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が押付字上 地目は登記簿・現況共に宅地、面積は23.97㎡他1筆で122.97㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が長門谷字上 地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は476㎡です。この3件は、基盤整備を予定している地区内にあり、基盤整備後は農地として活用する予定のものでございます。

次に整理番号4 農地の所在が四ツ谷字反高 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は485㎡他4筆で11,676㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が請方字下請方 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は730㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が布太字斗合田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,565㎡他8筆で12,151㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が中谷字中谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,596㎡他3筆で11,997㎡です。

次に整理番号8 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,032㎡他5筆で21,395㎡です。

最後に整理番号9 農地の所在が中谷字中谷 地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は1,238㎡他6筆で23,302㎡です。合計37筆、81,982.97㎡となっております。内訳は、請方土地改良区内が81,251㎡、押付地区内が731.97㎡でございます。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、整理番号1から3が令和3年8月20日から令和21年10月21日までの18年2ヶ月となっております、その他は令和3年8月20日から令和1

3年8月19日までの10年間になります。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により9名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第2号整理番号1から整理番号9までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号1から整理番号9までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号9までは、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号6までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、21ページ、議案第3号について、整理番号1から整理番号6まで、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号 整理番号1、整理番号4から9までと同じになります。

整理番号1 農地の所在が押付字中 地目は登記簿が田、現況は畑、面積は161㎡のうち18㎡他1筆で133㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が四ツ谷字反高 地目は登記簿・現況共に田、農振農

用地で面積は485㎡他5筆で12,406㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が布太字斗合田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,565㎡他8筆で12,151㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が中谷字中谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,596㎡他3筆で11,997㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,032㎡他5筆で21,395㎡です。

最後に整理番号6 農地の所在が中谷字中谷 地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は1,238㎡他6筆で23,302㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は、整理番号1が1俵、整理番号2から6までは1.5俵となり、期間は整理番号1が令和3年8月20日から令和21年10月21日までの18年2ヶ月になり、その他は令和3年8月20日から令和13年8月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この6件の借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第3号整理番号1から整理番号6までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第3号整理番号1から整理番号6までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1から整理番号6までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、26ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、27ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より照会があった件について、令和3年7月21日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、南字下未高、登記簿が畑、面積が403㎡他1筆になります。

令和3年7月20日に小川委員、中島推進委員及び事務局で現地調査をいたしました。既に住宅が建っており、航空写真や税務課の課税資料から過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第8回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時20分閉会